

## 国選付添人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

### ■国選付添人の事務に関する契約約款 本則

改正後(新)	改正前(旧)
<p style="text-align: center;">(国選付添人の候補の指名に関する事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法(第9条第1項の規定により連絡方法の変更の届出があったとき又は同条第3項の規定により変更の手続が行われたときは、変更後の連絡方法)によって行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p style="text-align: center;">(国選付添人の候補の指名に関する事項)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 前項の指名打診は、第4条第1項の契約申込書により指定された連絡方法(第9条第1項により連絡方法の変更の届出があったときは、変更後の連絡方法)によって行うものとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p style="text-align: center;">(契約申込書記載事項等の変更の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>センターは、前2項の規定による届出がない場合においても、第4条第2項第1号から第3号までに掲げる事項又は所属弁護士会に変更があったことを知ったときは、これらの事項について変更の手続を行うことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(契約申込書記載事項等の変更の届出)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>
<p style="text-align: center;">(報告先に関する事項)</p> <p>第13条 (削る)</p> <p>(削る)</p> <p>前3条に規定する報告は、国選付添人に選任された保護事件について指名通知を行った地方事務所(以下「指名等事務所」という。)に対して行わなければならない。</p>	<p style="text-align: center;">(届出先及び報告先に関する事項)</p> <p>第13条 <u>第9条第1項に規定する届出は、契約申込書を提出した地方事務所に対して行わなければならない。</u></p> <p><u>2 第9条第2項に規定する届出は、変更後の所属弁護士会に対応する地方事務所に対して行わなければならない。</u></p> <p>3 前3条に規定する報告は、国選付添人に選任された保護事件について指名通知を行った地方事務所(以下「指名等事務所」という。)に対して行わなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">(通訳人の依頼に関する事項)</p> <p>第15条 センターは、一般国選付添人契約弁護士が<u>面会、打合せその他</u>の付添活動のために通</p>	<p style="text-align: center;">(通訳人の依頼に関する事項)</p> <p>第15条 センターは、一般国選付添人契約弁護士が<u>面会等</u>の付添活動のために通訳を依頼す</p>

<p>訳を依頼するときの通訳料について、一定の基準を定める。</p> <p>2 一般国選付添人契約弁護士は、<u>面会、打合せ</u> <u>その他の付添活動のために通訳人に通訳を依頼</u> するときは、前項の基準に従って依頼をするよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>るとき通訳料について、一定の基準を定める。</p> <p>2 一般国選付添人契約弁護士は、<u>面会等</u>の付添活動のために通訳人に通訳を依頼するときは、前項の基準に従って依頼をするよう努めなければならない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(国選付添人による請求に関する事項)</p> <p>第17条 国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日以後に、センターに対し、選任に係る保護事件の報酬及び費用を請求することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選任に係る保護事件について少年法（昭和23年法律第168号）第19条第2項、<u>第20条又は第62条</u>の決定があり、当該決定に係る刑事事件の国選弁護人を務めたとき保護事件を終局させる決定その他の事由により保護事件の審級における審理手続が終了した日又は国選弁護人の事務に関する契約約款第19条第2項（当該刑事事件について公訴が提起されなかったときは同条第1項）に定める日のうち、一般国選付添人契約弁護士が選択した日</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(国選付添人による請求に関する事項)</p> <p>第17条 国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日以後に、センターに対し、選任に係る保護事件の報酬及び費用を請求することができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 選任に係る保護事件について少年法（昭和23年法律第168号）第19条第2項<u>又は第20条</u>の決定があり、当該決定に係る刑事事件の国選弁護人を務めたとき 保護事件を終局させる決定その他の事由により保護事件の審級における審理手続が終了した日又は国選弁護人の事務に関する契約約款第19条第2項（当該刑事事件について公訴が提起されなかったときは同条第1項）に定める日のうち、一般国選付添人契約弁護士が選択した日</p> <p>三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
<p>(第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用が請求された場合の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>第1項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第1項又は前項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができる。</u></p>	<p>(第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用が請求された場合の手続)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(新設)</p>

<p><u>この場合において、センターは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により通知する。</u></p> <p>6 センターは、報酬及び費用を請求した一般国選付添人契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座（第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。）に振り込む方法により、報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第2項の不服の申立てがあったとき <u>第4項の通知をした日（前項の規定により第4項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日）</u>の属する月の翌月20日</p>	<p>5 センターは、報酬及び費用を請求した一般国選付添人契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、契約申込書により指定された預金口座又は貯金口座（第9条第1項の規定により預金口座又は貯金口座を変更する旨の届出があったときは、変更後の預金口座又は貯金口座。以下「指定口座」という。）に振り込む方法により、報酬及び費用を支払う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第2項の不服の申立てがあったとき <u>前項</u>の通知をした日の属する月の翌月20日</p>
<p>（第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 前条第2項から<u>第6項</u>までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>	<p>（第17条第2項に規定する期間内に報酬及び費用の請求がされなかった場合の手続）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 前条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>
<p>（前条第1項の通知後、一般国選付添人契約弁護士から同条第2項に規定する期間内に請求がない場合等の手続）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第20条第2項から<u>第6項</u>までの規定は、第4項第1号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>	<p>（前条第1項の通知後、一般国選付添人契約弁護士から同条第2項に規定する期間内に請求がない場合等の手続）</p> <p>第22条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 第20条第2項から<u>第5項</u>までの規定は、第4項第1号及び前項の通知に係る報酬及び費用の算定に関する不服の申立てについて準用する。</p>

<p>7 (略)</p> <p>8 第1項、第4項、第5項及び前項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、<u>第20条第6項の規定を準用する。</u></p>	<p>7 (略)</p> <p>8 第1項、第4項、第5項及び前項に規定する通知に係る額の報酬及び費用の支払については、<u>第20条第5項の規定を準用する。</u></p>
<p>(中間払いの手續等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 センターは、一般国選付添人契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該一般国選付添人契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を<u>通知する。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>8 <u>第4項及び前項の規定にかかわらず、センターは、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第4項又は前項に規定する期間をそれぞれ7日以内に限り延長することができる。</u> <u>この場合において、センターは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、遅滞なく、延長する日数及び延長の理由を相当と認める方法により通知する。</u></p> <p>9 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した一般国選付添人契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第5項の不服の申立てがあったとき <u>第7項の通知をした日(前項の規定により第7項に規定する期間が延長された場合には、延長後に同項の通知をした日)</u>の属する月の翌月20日</p>	<p>(中間払いの手續等)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 センターは、一般国選付添人契約弁護士から第5項の不服の申立てを受けたときは、中間払いに係る報酬及び費用を再度算定し、当該不服の申立てを受けた日から7日以内に、当該一般国選付添人契約弁護士に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める事項を<u>通知しなければならない。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>8 センターは、報酬及び費用の中間払いを請求した一般国選付添人契約弁護士に対し、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日までに、指定口座に振り込む方法により、報酬及び費用の中間払いをする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 第5項の不服の申立てがあったとき <u>前項の通知をした日の属する月の翌月20日</u></p>
<p>(中間払い後の中間払い)</p>	<p>(中間払い後の中間払い)</p>

<p>第28条 (略)</p> <p>2 前条第2項から第9項までの規定は、前項の請求について準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第28条 (略)</p> <p>2 前条第2項から第8項までの規定は、前項の請求について準用する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(記録謄写費用及び通訳人費用の中間払い)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 第27条第2項から第9項までの規定は、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いについて準用する。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(記録謄写費用及び通訳人費用の中間払い)</p> <p>第29条 (略)</p> <p>2 第27条第2項から第8項までの規定は、記録謄写費用及び通訳人費用の中間払いについて準用する。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(謄写記録の取扱いに関する事項)</p> <p>第31条 センターから記録謄写費用の支払を受けた一般国選付添人契約弁護士又は謄写記録の引継ぎを受けた一般国選付添人契約弁護士は、国選付添人に選任された保護事件について解任され別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任されたとき又は国選付添人に選任された保護事件について抗告、再抗告若しくは抗告審としての事件受理があり、抗告審若しくは再抗告審において別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、後任の国選付添人からの求めに応じ、謄写記録を引き継ぐよう努めなければならない。国選付添人に選任された保護事件について、原決定が取り消され、差戻審等において別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された場合、及び少年法第19条第2項、第20条又は第62条の決定がされ、別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(謄写記録の取扱いに関する事項)</p> <p>第31条 センターから記録謄写費用の支払を受けた一般国選付添人契約弁護士又は謄写記録の引継ぎを受けた一般国選付添人契約弁護士は、国選付添人に選任された保護事件について解任され別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任されたとき、又は国選付添人に選任された保護事件について抗告、再抗告若しくは抗告審としての事件受理があり、抗告審若しくは再抗告審において別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任されたときは、後任の国選付添人からの求めに応じ、謄写記録を引き継ぐよう努めなければならない。国選付添人に選任された保護事件について、原決定が取り消され、差戻審等において別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された場合、及び少年法第19条第2項又は第20条の決定がされ、別の国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された場合も同様とする。</p> <p>2 (略)</p>
<p>(一般国選付添人契約弁護士による解約)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般国選付添人契約弁護士が一般国選付添人契約を解約するときは、<u>センター</u>に対して解約</p>	<p>(一般国選付添人契約弁護士による解約)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 一般国選付添人契約弁護士が一般国選付添人契約を解約するときは、<u>契約の申込みを行った</u></p>

<p>申出書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p><u>地方事務所</u>に対して解約申出書を提出しなければならない。</p> <p>4・5 (略)</p>
<p><u>附 則 (令和6年3月28日法務大臣変更認可)</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この約款の変更は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置の原則)</u></p> <p><u>第2条 変更後の約款は、この附則に特別の定めがある場合を除き、施行期日後に裁判所からの指名通知請求があった事件について適用し、その余の事件については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>(届出に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 変更後の約款の施行期日前に変更前の第13条第1項又は第2項の規定により行われた届出は、それぞれ第9条第1項又は第2項の規定により行われた届出とみなす。</u></p>	<p>(新設)</p>

国選付添人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選付添人の事務に関する契約約款 本則別表A 1、A 2、B

改正後(新)			改正前(旧)		
本則別表A 1			本則別表A 1		
番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項	番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(略)  <u>(14) 第1回審判期日の前に解任された一般国選付添人契約弁護士又は第1回審判期日の前に少年法第18条から第20条まで、第23条若しくは第62条の決定があったことにより活動を終了した一般国選付添人契約弁護士が、少年との面会、電話交通若しくは打合せを行ったとき、記録の閲覧若しくは謄写を行ったとき、記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときはその旨及び審判係属中に付添人が辞任し又は解任された保護事件の後任付添人に選任された場合において、当該選任の時点以後に選任に係る保護事件の実質審</u>	1	報酬及び費用	(略)  <u>(14) 第1回審判期日の前に解任された一般国選付添人契約弁護士が、少年との面会、電話交通又は打合せ(以下「面会等」という。)</u> を行ったとき、 <u>記録の閲覧又は謄写</u> を行ったとき、 <u>又は記録の十分な検討</u> を行ったときは、 <u>その旨</u>

		<p><u>理期日がなかったことにより活動を終了した一般国選付添人契約弁護士が、少年との面会、電話交通若しくは打合せを行ったとき、記録の閲覧若しくは謄写を行ったとき、記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときはその旨</u></p> <p><u>(15) やむを得ない事由により選任に係る保護事件の实质審理期日に出席しなかったときは、その旨</u></p> <p><u>(16) 少年との面会、電話交通及び打合せ（以下「面会等」という。）を行っていない場合であって、少年に対する面会若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったときは、その旨</u></p> <p><u>(17)・(18) (略)</u></p>					
					(新設)		
					<u>(15) 少年との面会等を行っていない場合であって、少年に対する面会若しくは打合せの申入れ又は裁判所への意見書等の書面提出を行ったときはその旨</u>		
					<u>(16)・(17) (略)</u>		
2	算定基準第14条第1項に規定する遠距離面会等加算報酬（以下この約款の本則において	(略)	(2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手續期日への出席のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報	2	算定基準第14条第1項に規定する遠距離面会等加算報酬（以下この約款の本則において	(略)	(2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手續期日への出頭のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報

	「遠距離面会等加算報酬」という。)、同基準第20条第1項に規定する遠距離面会等交通費（以下この約款の本則において「遠距離面会等交通費」という。）及び同条第3項に規定する遠距離面会等宿泊料（以下この約款の本則において「遠距離面会等宿泊料」という。）	酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨		「遠距離面会等加算報酬」という。)、同基準第20条第1項に規定する遠距離面会等交通費（以下この約款の本則において「遠距離面会等交通費」という。）及び同条第3項に規定する遠距離面会等宿泊料（以下この約款の本則において「遠距離面会等宿泊料」という。）	酬若しくは費用の支給対象となるときは、その旨
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	算定基準第16条第1項及び第2項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、決定主文、送致事実及び決定で認定された非行事実の内容並びに非行事実の存在を争った事実	4	算定基準第16条第1項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨、並びに請求の内容に応じて、決定主文、送致事実及び決定で認定された非行事実の内容、非行事実の存在を争った事実
5	算定基準第16条第3項及び第4項に規定する特別成果加	当該報酬を請求する旨及び算定基準別表Dの成果の欄に掲げる成果（複数の成果があるときはそのすべて）の内容（同基準	5	算定基準第16条第2項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び同基準別表Dの成果の欄に掲げる成果（複数の成果があるときはそのすべて）の内容

	算報酬	<u>第16条第4項の場合にあっては、一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件について、当該成果に係る事実を証明する書面を取得した後、当該書面が選任に係る保護事件の審判手続において証拠として取り調べられるよりも前に解任され、後任の付添人に当該書面を引き継いだ旨)</u>			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

本則別表 A 2

番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(略)
		(削る)
		<u>(4) ~ (6)</u> (略)
		<u>(7) 終局決定言渡期日等に出席したときは、その日</u>
		<u>(8) 一般国選付添人契約弁護士が意見書等の提出前に、<u>国選付添人を解任された場合、選任に係る抗告審若しくは再抗告審の保護事件について少年法第18条か</u></u>

本則別表 A 2

番号	請求する報酬及び費用	報告書に記載すべき事項
1	報酬及び費用	(略)
		<u>(4) 原審の記録の丁数が1000を超えるときはその丁数</u>
		<u>(5) ~ (7)</u> (略)
		<u>(8) 決定言渡期日等に<u>出頭したときは、その日</u></u>
		<u>(9) 意見書等の提出前に、<u>解任され、抗告審若しくは再抗告審の保護事件について審判条件を欠くこと</u>を理由として当該審級を終了させる決定が<u>あったと</u></u>

		<p>ら第20条まで、第23条若しくは第62条に規定する事由があることを理由として当該審級における審理手続を終了させる決定があつた場合若しくは抗告若しくは再抗告が取り下げられた場合又は前任付添人が意見書等を提出した後に解任された抗告審若しくは再抗告審の保護事件の後任付添人に選任された場合において、少年との面会、電話交通若しくは打合せを行ったとき、面会等をせず、面会若しくは打合せの申入れを行ったとき、原審の記録の閲覧、謄写若しくは原審付添人からの謄写記録の引継ぎを行ったとき、原審の記録の十分な検討を行ったとき又は裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたときは、その旨</p>			<p>き又は抗告若しくは再抗告が取り下げられた場合で、少年との面会、電話交通若しくは打合せを行ったとき、面会等をせず、面会又は打合せの申し入れを行ったとき、原審の記録の閲覧、謄写又は原審付添人からの謄写記録の引継ぎを行ったとき又は原審の記録の十分な検討を行ったときは、その旨</p>
		<p>(9) 記録の閲覧、謄写及び原審付添人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく、意見書等を作成提出したとき又は少年と面会等を行うことなく意見書等を作成提出したとき（付添人が少年に対して面会又は打合せの申し入れをしていたとき</p>			<p>(10) 記録の閲覧、謄写及び原審付添人からの謄写記録の引継ぎを行うことなく、意見書等を作成提出したとき又は少年と面会等を行うことなく意見書等を作成提出したとき（付添人が少年に対して面会又は打合せの申し入れをし</p>

		を除く。)は、その旨			ていたときを除く。)は、その旨
		(10) (略)			(11) (略)
2	遠距離面会等加算報酬、遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料	(略) (2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手續期日への出席のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬又は費用の支給対象となるときは、その旨	2	遠距離面会等加算報酬、遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料	(略) (2) 遠距離移動が、選任に係る事件の手續期日への出頭のための移動を兼ねるとき又は他の国選弁護事件、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の報酬又は費用の支給対象となるときは、その旨
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4	算定基準第16条第3項及び第4項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準別表Dの成果の欄に掲げる成果(複数の成果があるときはそのすべて)の内容(同基準第16条第4項の場合にあっては、一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件について、当該成果に係る事実を証明する書面を取得した後、当該書面が選任に係る保護事件の審判手続において証拠として取り調べられるよりも前に解任され、後任の付添人に当該書面を引き継いだ旨)	4	算定基準第16条第2項に規定する特別成果加算報酬	当該報酬を請求する旨及び同基準別表Dの成果の欄に掲げる成果(複数の成果があるときはそのすべて)の内容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
10	手續期日への出席のための旅費、日	(1) 当該費用を請求する旨、手續期日の種類及び日、手續期日が行われた場所、	10	手續期日への出席のための旅費、日	(1) 当該費用を請求する旨、手續期日の種類及び日、手續期日が行われた場所、

	当及び宿泊料	旅費の額、 <u>出席</u> のための移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地		当及び宿泊料	旅費の額、 <u>出頭</u> のための移動の行程、経路及び方法並びに宿泊した地
		(略)			(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
13	算定基準第26条第3項(同基準第28条第3項において読み替えて準用する場合を含む。)に規定する基礎報酬	当該報酬を請求する旨及び算定基準第26条第3項各号に掲げる事由の種類	(新設)		
本則別表B			本則別表B		
番号	請求する報酬及び費用	疎明資料	番号	請求する報酬及び費用	疎明資料
1	算定基準第9条第3項に規定する基礎報酬	<u>やむを得ない事由により実質審理期日に出席しなかったことを疎明する資料</u>	(新設)		
(削る)			1	原審の記録の丁数が1000を超える抗告審又は再抗告審の事件の国選付添人に選任された一	<u>原審の記録の丁数を疎明する資料</u>

					般国選付添人契約弁護士の当該記録の丁数に応じた基礎報酬
2	算定基準第16条第1項及び第2項に規定する特別成果加算報酬	(略)		2	算定基準第16条第1項に規定する特別成果加算報酬
3	算定基準第16条第3項に規定する特別成果加算報酬	<p>嘆願書（少年を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書をいう。以下同じ。）の写し若しくは被害者等（被害者、被害者が死亡した場合の被害者の相続人、被害者が未成年である場合又は被害者の精神に重大な故障がある場合の被害者の法定代理人及びこれに準ずる者をいう。以下同じ。）が審判手続において嘆願証言（少年を宥恕し寛大な処分を求める内容の証言をいう。以下同じ。）をした事実を疎明する決定書謄本若しくは証人尋問調書の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの書面（被害者等が審判手続において嘆願証言をした事実を疎明する</p>		3	<p>算定基準第16条第2項に規定する特別成果加算報酬</p> <p>嘆願書の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの原本又は写しが審判期日において証拠として取り調べられたことを疎明する資料</p>

		<u>決定書謄本及び証人尋問調書を除く。）</u> <u>の原本又は写しが審判手続において証拠として取り調べられたことを疎明する資料</u>			
<u>4</u>	<u>算定基準第16条第4項に規定する特別成果加算報酬</u>	<u>嘆願書の写し、損害賠償をした事実を疎明する書面の写し又は和解契約書の写し及びこれらの書面の原本又は写しを後任の付添人に引き継いだことを疎明する資料</u>	(新設)		
<u>5～14</u>	(略)	(略)	<u>4～13</u>	(略)	(略)

## 国選付添人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

### ■国選付添人の事務に関する契約約款 別紙算定基準

改正後(新)	改正前(旧)
目次 第1章 (略) 第2章 家庭裁判所において選任された国選付添人の報酬及び費用 第1節 国選付添人の報酬及び費用の種類(第5条) 第2節～第6節 (略) 第3章 (略)	目次 第1章 (略) 第2章 家庭裁判所において選任された国選付添人の報酬及び費用 第1節 国選付添人の報酬及び費用の種類(第5条 <del>－第9条</del> ) 第2節～第6節 (略) 第3章 (略)
(国選付添人が途中で活動を終了した場合等の国選付添人の基礎報酬) 第9条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、第1回審判期日の前に解任されたとき又は選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に少年法第18条から第20条まで、第23条若しくは第62条の決定があったときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該一般国選付添人契約弁護士が行った算定基準別表A2に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第7条の規定は適用しない。	(国選付添人が途中で活動を終了した場合等の国選付添人の基礎報酬) 第9条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、第1回審判期日の前に解任されたとき、 <u>又は選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に少年法第19条第1項の決定があったときは</u> 、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該一般国選付添人契約弁護士が行った算定基準別表A2に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第7条の規定は適用しない。
2 (略)	2 (略)
3 <u>家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、やむを得ない事由により選任に係る保護事件の実質審理期日に出席しなかったときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、当該一般国選付添人契約弁護士が行った算定基準別表A2に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に定める額とし、同基準第7条の規定は適用しない。</u>	(新設)

<p>(遠距離面会等加算報酬)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件の<u>手続期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席</u>のための出張を兼ねる場合であって、当該遠距離移動に対して、これらの事件に関して日当が支給されるときは、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。</p>	<p>(遠距離面会等加算報酬)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の<u>手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席</u>のための出張を兼ねる場合であって、当該遠距離移動に対して、これらの事件に関して日当が支給されるときは、最も高額なものをそれぞれの事件に按分した額とする。</p>
<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第16条 (略)</p> <p><u>2 家庭裁判所において一般国選付添人契約弁護士が国選付添人に選任された保護事件について、送致事実の一部について非行事実が認められないことを理由に、決定主文において当該送致事実の一部について保護処分に付さない旨の決定があった場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に、30万円を限度として、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき通常報酬の額に50%を乗じて算出した額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、当該一般国選付添人契約弁護士が当該送致事実の一部を争わなかったときは、特別成果加算報酬は支給しない。</u></p> <p><u>3 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件について、裁判所が認定した非行事実(当該一般国選付添人契約弁護士が非行事実の認定前に解任されたときは、送致事実。以下同じ。)に摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表Dの成果の欄に定める内容の成果に向けた交渉その他の活動を行い、当該成果をあ</u></p>	<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件について、裁判所が認定した非行事実</u>に摘示された損害について、被害者に関し、算定基準別表Dの成果の欄に定める内容の成果をあげた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る保護事件の審判手続において証拠として取り調べられ、当該一般国選付添</p>

<p>げた場合であって、当該成果に係る事実を証明する書面又は証人が選任に係る保護事件の審判手続において証拠として取り調べられ、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る保護事件が交通事故に関する保護事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、特別成果加算報酬は支給しない。</p> <p>4 <u>家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件について、送致事実</u>に摘示された損害について、<u>被害者に関し、算定基準別表Dの成果の欄に定める内容の成果に向けた交渉その他の活動を行い、当該成果をあげた場合において、当該成果に係る事実を証明する書面が選任に係る保護事件の審判手続において証拠として取り調べられるよりも前に当該一般国選付添人契約弁護士が解任され、当該書面を後任の付添人に引き継いだ場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、前項の例により、特別成果加算報酬を支給する。</u></p>	<p>人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、当該別表の定めるところに従い、当該別表の特別成果加算報酬の額の欄に定める額の特別成果加算報酬を支給する。ただし、選任に係る保護事件が交通事故に関する保護事件で、損害賠償責任保険によって損害賠償に要する額が全額賄われたときは、特別成果加算報酬は支給しない。</p> <p>(新設)</p>
<p>(記録謄写費用)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般国選付添人契約弁護士が、次の各号に掲げる保護事件の国選付添人に選任され、当該保護事件の記録を謄写し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該一般国選付添人契約弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数の</p>	<p>(記録謄写費用)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 一般国選付添人契約弁護士が、次の各号に掲げる保護事件の国選付添人に選任され、当該保護事件の記録を謄写し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、謄写枚数の全部について、当該一般国選付添人契約弁護士に記録謄写費用を支給することとし、その額は、前3項の規定にかかわらず、謄写枚数の</p>

<p>全部につき、謄写枚数1枚につき、40円（カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円）又は当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 記録の<u>枚数</u>が2000を超える保護事件</p> <p>5～8 （略）</p> <p>9 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が第1回審判期日の前に解任されたとき<u>又は選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に少年法第18条から第20条まで、第23条若しくは第62条の決定があったときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、謄写枚数の全部について、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、謄写枚数1枚につき20円（当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。</u></p>	<p>全部につき、謄写枚数1枚につき、40円（カラー謄写をしたときはカラー謄写1枚につき100円）又は当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために現に支払った額のうちいずれか低い額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 記録の<u>丁数</u>が2000を超える保護事件</p> <p>5～8 （略）</p> <p>9 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が第1回審判期日の前に解任されたとき、<u>又は選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に少年法第19条第1項の決定があったときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず、謄写枚数の全部について、当該一般国選付添人契約弁護士に対し、謄写枚数1枚につき20円（当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。</u></p>
<p>（遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の<u>手続期日等への出頭、国選付添事件の手続期日等への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席</u>のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>5 （略）</p>	<p>（遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料）</p> <p>第20条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 遠距離移動が、他の国選弁護事件の<u>手続期日等への出頭、国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日等への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日等への出席</u>のための出張を兼ねるときは、本件の遠距離面会等交通費及び遠距離面会等宿泊料並びに他の事件の旅費及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>5 （略）</p>

<p>(手続期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 手続期日への出席のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、<u>国選付添事件の手続期日への出席又は国選被害者参加事件の公判期日等への出席</u>のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(手続期日への出席のための旅費、日当及び宿泊料)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 手続期日への出席のための出張が他の国選弁護事件の手続期日等への出頭、<u>国選付添事件若しくは国選被害者参加事件の手続期日への出席又は被害者参加人が出席することができる公判期日への出席</u>のための出張を兼ねるときは、本件の旅費、日当及び宿泊料の額並びに他の事件の旅費、日当及び宿泊料の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p>(審判準備費用)</p> <p>第23条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料(<u>行政機関が保有すべき情報を法令に基づき提供する役務に係る手数料を含む。</u>)、謄写記録の送料(本則第31条第1項に規定する謄写記録の引継ぎを受けるのに要したものに限り。)又は審判書謄本の交付手数料を支出し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に、3万円を限度として、審判準備費用として、当該一般国選付添人契約弁護士が現に支払った額を支給する。</p>	<p>(審判準備費用)</p> <p>第23条 家庭裁判所において国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件に関して、診断書の作成料、弁護士法第23条の2に基づく弁護士会照会の手数料、行政機関が発行する証明書の発行手数料、謄写記録の送料(本則第31条第1項に規定する謄写記録の引継ぎを受けるのに要したものに限り。)又は審判書謄本の交付手数料を支出し、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に、3万円を限度として、審判準備費用として、当該一般国選付添人契約弁護士が現に支払った額を支給する。</p>
<p>(この約款に定める請求がなかつたときの報酬及び費用の算定等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の場合で、選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に国選付添人を解任された場合、選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に少</p>	<p>(この約款に定める請求がされなかつたときの報酬及び費用の算定等)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 前項の場合で、選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に国選付添人を解任された場合、選任に係る保護事件の第1回審判期日の前に少</p>

<p>年法第18条から第20条まで、第23条若しくは第62条の決定があった場合又は審判係属中に付添人が辞任し若しくは国選付添人が解任された保護事件の国選付添人に選任され、当該選任の時点以後に選任に係る保護事件の実質審理期日がない場合は、報酬及び費用は支給しない。</p> <p>3 (略)</p>	<p>年法第19条第1項の決定があった場合又は審判係属中に付添人が辞任し若しくは国選付添人が解任された保護事件の国選付添人に選任され、当該選任の時点以後に選任に係る保護事件の実質審理期日がない場合は、報酬及び費用は支給しない。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(基礎報酬)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第1項の場合において、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、一般国選付添人契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同項に定める額に、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額(次の各号のうち二以上の号に掲げる場合に該当するときは、当該二以上の号に定める額の合計額)を加算した額とする。</u></p> <p><u>一 抗告審又は再抗告審において、送致事実を争い、又は刑事訴訟法第335条第2項の事実を主張するとき 前項に定める額の10%の額</u></p> <p><u>二 少年法第17条第4項ただし書の観護の措置の更新の決定があつたとき 前項に定める額の50%の額</u></p> <p><u>三 検察官が抗告受理申立てをした事件(当事者双方が抗告した場合を含む。)であるとき 前項に定める額の50%の額</u></p>	<p>(基礎報酬)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>原審の記録の丁数が1000を超える場合であつて、一般国選付添人契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>一 原審の記録の丁数が1000を超え5000以下のとき 前項に定める額の150%の額</u></p> <p><u>二 原審の記録の丁数が5000を超え1万以下のとき 前項に定める額の200%の額</u></p> <p><u>三 原審の記録の丁数が1万を超えるとき 前項に定める額の300%の額</u></p>
<p>(一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則)</p> <p>第27条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由がある</p>	<p>(一定の事由がある場合の基礎報酬の算定に関する特則)</p> <p>第27条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士に、次の各号に掲げるいずれかの事由がある</p>

<p>ときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同条第2項に規定する基礎報酬の50%の額とし、特別案件加算報酬は支給しない。</p> <p>一 原審の記録の閲覧等（原審の記録を閲覧若しくは謄写し、又は原審の付添人から原審の記録を謄写したものの引継ぎを受けることをいう。以下同じ。）を行うことなく意見書等を作成したとき。</p> <p>二 少年と面会、<u>電話交通及び打合せ</u>を行うことなく意見書等を作成したとき（一般国選付添人契約弁護士が少年に対して面会又は打合せの<u>申し入れ</u>をし、当該一般国選付添人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により、面会、電話交通又は打合せをするに至らなかったときを除く。）。</p>	<p>ときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、同条第2項に規定する基礎報酬の50%の額とし、特別案件加算報酬は支給しない。</p> <p>一 原審の記録の閲覧等（原審の記録を閲覧若しくは謄写し、又は原審の付添人から原審の記録を謄写したものの引継ぎを受けることをいう。以下同じ。）を行うことなく意見書等を作成したとき</p> <p>二 少年と面会、<u>電話交通又は打合せ</u>を行うことなく意見書等を作成したとき（一般国選付添人契約弁護士が少年に対して面会又は打合せの<u>申し入れ</u>をし、当該一般国選付添人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により、面会、電話交通又は打合せをするに至らなかったときを除く。）。</p>
<p>（抗告の取下げ等の場合の基礎報酬）</p> <p>第28条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が意見書等を提出する前に、国選付添人を解任されたとき、選任に係る抗告審若しくは再抗告審の保護事件について少年法第18条から第20条まで、第23条若しくは第62条に規定する事由があることを理由として当該審級における審理手続を終了させる決定があったとき、若しくは抗告若しくは再抗告が取り下げられたとき又は国選付添人が意見書等を提出した後に解任された抗告審若しくは再抗告審の保護事件の国選付添人に選任されたときは、当該一般国選付添人契約弁護士に基礎報酬を支給する。</p> <p>2 前項の基礎報酬の額は、算定基準別表A2に掲げる活動内容の<u>区分</u>に従い、当該別表に定める額とする。</p>	<p>（抗告の取下げ等の場合の基礎報酬）</p> <p>第28条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が意見書等を提出する前に、国選付添人を解任されたとき、選任に係る抗告審若しくは再抗告審の保護事件について少年法第19条第1項に規定する事由があることを理由として当該審級における審理手続を終了させる決定があったとき、若しくは抗告若しくは再抗告が取り下げられたとき、又は国選付添人が意見書等を提出した後に解任された抗告審若しくは再抗告審の保護事件の国選付添人に選任されたときは、当該一般国選付添人契約弁護士に基礎報酬を支給する。</p> <p>2 前項の基礎報酬の額は、算定基準別表A3の記録の丁数の欄及び活動内容の欄に掲げる<u>区分</u>に従い、当該別表の<u>基礎報酬の額の欄</u>に定める額とする。</p>

<p>3 <u>第1項の場合において、算定基準第26条第3項各号のいずれかに該当する場合であって、一般国選付添人契約弁護士から申出があるときは、前項の規定にかかわらず、同条第3項の規定を準用する。この場合において、同項に「同項に」及び「前項に」とあるのは、「算定基準別表A2に掲げる活動内容の区分に従い、当該別表に」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第30条 家庭裁判所の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が算定基準第16条第3項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該保護事件の抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。</p> <p>2 家庭裁判所又は抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が算定基準第16条第3項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該保護事件の再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。</p>	<p>(特別成果加算報酬)</p> <p>第30条 家庭裁判所の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が算定基準第16条第2項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該保護事件の抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。</p> <p>2 家庭裁判所又は抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が算定基準第16条第2項に規定する特別成果加算報酬の支給を受けていたときは、当該保護事件の再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士には、同一の事由による特別成果加算報酬は支給しない。</p>
<p>(費用)</p> <p>第31条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に<u>選任された一般国選付添人契約弁護士が意見書等を提出する前に、国選付添人を解任されたとき、選任に係る抗告審若しくは再抗告審の保護事件において少年法第18条から第20条まで、第23条若しくは第62条に規定する事由があることを理由として当該審級における審理手続を終了させる決定があったとき又は抗告若しくは再抗告が取り下げられたときは、算定基準第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に、</u></p>	<p>(費用)</p> <p>第31条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に<u>選任された一般国選付添人を解任されたとき、選任に係る抗告審若しくは再抗告審の保護事件において少年法第19条第1項に規定する事由があることを理由として当該審級における審理手続を終局させる決定があったとき及び抗告又は再抗告が取り下げられたときは、算定基準第19条第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該一般国選付添人契約弁護士に、当該一般国選付添人契約弁護士が謄写した記録の謄写枚数の全部について、謄写枚数1枚につき</u></p>

<p>当該一般国選付添人契約弁護士が謄写した記録の謄写枚数の全部について、謄写枚数1枚につき20円（当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>20円（当該一般国選付添人契約弁護士が記録謄写のために謄写枚数1枚につき20円を超える額を現に支払った場合は、謄写枚数1枚につき、40円又は当該現に支払った額のうちいずれか低い額）の記録謄写費用を支給する。</p> <p>2 (略)</p>
<p>（この約款に定める請求がなかったときの報酬及び費用の算定）</p> <p>第32条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の報酬及び費用を請求しなかったときは、報酬及び費用は支給しない。</p>	<p>（この約款に定める請求がなかったときの報酬及び費用の算定）</p> <p>第32条 抗告審又は再抗告審の保護事件の国選付添人に選任された一般国選付添人契約弁護士が、選任に係る保護事件の報酬及び費用の請求をしなかったときは、報酬及び費用は支給しない。</p>

国選付添人の事務に関する契約約款 新旧対照表

(下線は改正箇所)

■国選付添人の事務に関する契約約款 別紙算定基準別表A2、A3、D

改正後(新)			改正前(旧)		
別表A2			別表A2		
番号	活動内容	基礎報酬の額	番号	活動内容	基礎報酬の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>6</u>	<u>少年との面会、電話交通又は打合せを行い、かつ、選任に係る保護事件の記録の閲覧又は謄写を行った上、当該記録を十分に検討し、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をしたとき</u>	<u>¥30,000</u>	(新設)		
<p>※ 一般国選付添人契約弁護士が、少年に面会若しくは打合せの<u>申し入れ</u>をし、当該一般国選付添人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により少年と<u>面会</u>、電話交通及び打合せをすることができなかった場合<u>又は</u>少年と面会、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4、5 <u>又は</u> 6 に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。</p>			<p>※ 一般国選付添人契約弁護士が、少年に面会若しくは打合せの<u>申し入れ</u>をし、当該一般国選付添人契約弁護士の責めに帰することのできない事由により少年と<u>接見</u>、電話交通及び打合せをすることができなかった場合、<u>又は</u>少年と面会、電話交通及び打合せをせず、裁判所に意見書その他これに準ずる書面の提出をした場合であって、当該一般国選付添人契約弁護士からその旨申出があるときは、当該一般国選付添人契約弁護士に支給すべき基礎報酬の額は、その活動内容に応じて、番号1、4 <u>又は</u> 5 に準じて、当該各番号の欄の基礎報酬の額から4,000円を減じた額とする。</p>		
(削る)			別表A3 (略)		
別表D			別表D		

番号	成果	特別成果加算報酬の額		番号	成果	特別成果加算報酬の額			
1	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害 <sup>に</sup> 関し、被害者等から嘆願書を得た場合又は審判手続において被害者等から嘆願証言を得た場合	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥5,000	1	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害 <sup>に</sup> 関し、被害者等（被害者、被害者が死亡した場合の相続人及び被害者の精神に重大な故障がある場合における被害者の代理人をいう。以下同じ。）から嘆願書（少年を宥恕し寛大な処分を求める内容の文書をいう。）を得た場合	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が1人	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者1人に	¥5,000
		B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥500		非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が2人	つき、右の額を被害者の数で除して	¥6,000	
			非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が3人	得た額		¥7,000			
			非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が4人以上			¥8,000			
2	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害 <sup>に</sup> 関し、被害者等が被ったす	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥10,000	2	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害 <sup>に</sup> 関し、被害者	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が1人	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者1人に	¥10,000

	すべての損害の50%相当額以上について損害賠償をした場合	B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥1,000		等が被ったすべての損害の50%相当額以上について損害賠償をした場合	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が2人	つき、右の額を被害者の数で除して	¥12,000
							非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が3人	得た額	¥14,000
							非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が4人以上		¥16,000
3	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害 <sup>者</sup> に関し、被害者等が被ったすべての損害の100%相当額以上について損害賠償をした場合	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげたとき、右の額を加算	¥20,000	3	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害 <sup>者</sup> に関し、被害者等が被ったすべての損害について、実質的に損害賠償をした場合	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が1人	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者1人に	¥20,000
		B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥2,000			非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が2人	つき、右の額を被害者の数で除して	¥24,000
							非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が3人	得た額	¥28,000
							非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が4人以上		¥32,000
4	被害者等との間で、非行事実 <sup>に</sup> 摘示さ	A	1人目の被害者との間で、左の成果をあげ	¥30,000	4	被害者等との間で、非行事実	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された	¥30,000

れた被害に関し、被害者等が被ったすべての損害について、和解契約を成立させた場合		たとき、右の額を加算	
	B	2人目以降の被害者との間で、左の成果をあげたとき、当該成果の生じた被害者1人につき右の額を加算	¥3,000

※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうち複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いものを1人目の被害者としてA欄の特別成果加算報酬の額を加算し、2人目以降の被害者に係る成果はその番号に応じてB欄の特別成果加算報酬の額を順次加算する方法により、特別成果加算報酬の額を算定する。

に摘示された被害に関し、被害者等が被ったすべての損害について、和解契約を成立させた場合	者が1人	被害者1人につき、右の額	
	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が2人	を被害者の数で除して得た額	¥36,000
	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が3人		¥42,000
	非行事実 <sup>に</sup> 摘示された被害者が4人以上		¥48,000

※ 被害者1人について、番号1から4までに掲げる成果のうち複数の成果をあげたときは、特別成果加算報酬の額の最も高いもののみを支給する。

※ 複数の被害者について、番号1から4までに掲げる複数の成果をあげたときは、次の①から⑦までに定める方法により特別成果加算報酬の額を算定する。

① 最も高い番号の成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。

② 最も高い番号の成果を2番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。

③ 最も高い番号の成果及び2番目に高い番号の成果を3番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。

	<p>④ <u>最も高い番号の成果、2番目に高い番号の成果及び3番目に高い番号の成果を4番目に高い番号の成果とみなして、当該成果に係る被害者の数に応じて特別成果加算報酬を算定する。</u></p> <p>⑤ <u>非行事実摘示されたすべての被害者について、最も低い番号の成果をあげた場合の特別成果加算報酬を算定する（非行事実摘示された被害者の一部について番号1から4までに掲げる成果がないときは0円と算定する。）。</u></p> <p>⑥ <u>①から⑤までの額を比べ、最も高い額を特別成果加算報酬の額とする。</u></p> <p>⑦ <u>ただし、番号2から4までに掲げる成果が含まれる場合で、非行事実摘示されたすべての被害に係る損害の50%相当分以上の損害の賠償をしたときは、⑥で算定される特別成果加算報酬の額と1万円とを比べ、高い方の額を特別成果加算報酬の額とする。</u></p>
--	--